平成２３年（フ）第７９５号
栃木県宇都宮市上横田町746番地２
債務者　戸﨑　昭一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０８０号
横浜市磯子区滝頭１―２―１　横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設コスモス、住民票上の住所横浜市港南区芹が谷５丁目31番13号　白石荘201
債務者　鈴木のぶ子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３５号
横浜市金沢区六浦４丁目６番１―101号
債務者　近藤三千男
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３９号
神奈川県藤沢市辻堂４丁目３番29号　サーフサイドバウワウ202
債務者　谷中　伸拓
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１号
北海道帯広市西19条南４丁目４番19号　２Ｆ202号室
債務者　猪股　利夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５４４号
東京都昭島市田中町１丁目21番13―202号
債務者　加藤　　進
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４５号
東京都昭島市田中町１丁目21番13―202号
債務者　知村　佳美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５５４号
東京都町田市本町田2906番地Ｋハイツ103
債務者　杉村　　実
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１２５号
神奈川県藤沢市善行団地３番21―205号
債務者　袈岩　貴光
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３号
熊本県天草市御所浦町横浦401番地８
債務者　吉中マス子（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第５１２号
岡山市北区横井上44番地10
債務者　鈴木　賢司
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１３号
岡山市北区横井上44番地10
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５２号
岡山県倉敷市木見21番地９
債務者　江口　裕朗
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１０号
栃木県那須塩原市太夫塚４丁目219番地211
債務者　池原モニカこと　イケハラ　モニカ　パトリシア　グシケンデ
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2294番地２、前住所栃木県宇都宮市中岡本町2919番地96　メゾン・ド・ブリークⅡ202号
債務者　吉田　晋也
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１７号
栃木県大田原市美原１丁目６番48号
債務者　鈴木　幸治
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係